

事業者のためのダイオキシン類対策特別措置法のとびき

(令和5年10月版)

千葉県環境生活部
大気保全課・水質保全課

本てびきにおける用語の定義

法	本てびきにおいて、「法」とはダイオキシン類対策特別措置法のことを指します。
ダイオキシン類	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs) ・ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDDs) ・コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) これらの総称です。
特定施設	工場または事業場に設置される施設のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類を発生させ大気中に排出する施設 ・ダイオキシン類を含む汚水または廃液を排出する施設 であり、政令で定めるものをいいます。詳しくはてびきを参照してください。
特定事業場	特定施設を設置している工場・事業場をいいます。
排出ガス	特定施設から大気中に排出される排出物をいいます。
排出水	特定事業場から公共用水域に排出される水をいいます。なお、この水には事業活動に伴い発生する排水のみならず、雨水、生活排水等全ての水を含みます。
大気排出基準	排出ガスに含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度をいいます。
水質排出基準	排出水に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度をいいます。
大気基準適用施設	大気排出基準が適用される特定施設をいいます。
水質基準対象施設	水質排出基準に係る特定施設をいいます。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。ただし、終末処理場を設置している下水道は含みません。
TEQ	ダイオキシン類は各異性体の毒性が異なるため、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として、各異性体の毒性に換算した毒性等価係数を掛け合わせた値（毒性等量（TEQ））で表します（単位としては、「-TEQ」として表されます）。

目 次

第1編	ダイオキシン類対策特別措置法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
1	ダイオキシン類対策特別措置法制定の経緯	
2	ダイオキシン類対策特別措置法の目的	
3	環境基準等	
4	ダイオキシン類対策特別措置法の構成	
第2編	ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出について・・・・・・・・	3 頁
1	特定施設の設置から廃止までの流れ	
2	届出書類一覧	
3	届出窓口一覧	
4	特定施設の定義	
5	排出基準について	
第3編	設置者の義務等について・・・・・・・・・・・・・・・・	11 頁
1	自主測定と報告について	
2	立入検査について	
3	事故時の対応	
4	罰則について	
5	廃棄物焼却炉の撤去について	
第4編	届出書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・	15 頁
1	届出に必要な書類	
2	届出書の記入について	
資料編	・・・・・・・・・・・・・・・・	19 頁
○	届出様式	
○	記入例	
○	廃棄物焼却炉の焼却能力の算定について	
○	排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類に係る簡易測定法	

第1編 ダイオキシン類対策特別措置法の概要

1 ダイオキシン類対策特別措置法制定の経緯

ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副生成物として発生する物質です。発生源として、廃棄物の焼却処理過程、金属精錬施設、自動車排出ガス、たばこの煙などから発生するほか、山火事や火山活動などの自然現象などによっても発生します。これらダイオキシン類は分解しにくく、健康面等への影響も大きい化学物質です。

日本におけるダイオキシン類対策は、平成10年4月、大阪府能勢町において都市ごみ焼却炉が原因と見られる土壌の高濃度汚染が明らかになったのをはじめ、全国各地で産業廃棄物の焼却などが原因とされる汚染が報告され、社会的関心が高まりました。

その後、平成11年3月にダイオキシン類対策関係閣僚会議によりダイオキシン対策推進基本指針が決定され、平成11年7月には議員立法により大気、水質（底質を含む。）及び土壌の環境基準や、排出ガス及び排出水の排出基準並びに汚染土壌に関する措置等を定めたダイオキシン類対策特別措置法が成立し、平成12年1月15日、世界に例を見ないダイオキシン類に特化した法律が施行されました。

2 ダイオキシン類対策特別措置法の目的

ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることを考慮して、ダイオキシン類による環境の汚染防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

3 環境基準等

(1) 耐容一日摂取量 (Tolerable Daily Intake : TDI)

国や地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標で、ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼす恐れが無い1日当たりの摂取量のことです。

TDIは人の体重1kg当たり4pg-TEQとされています。

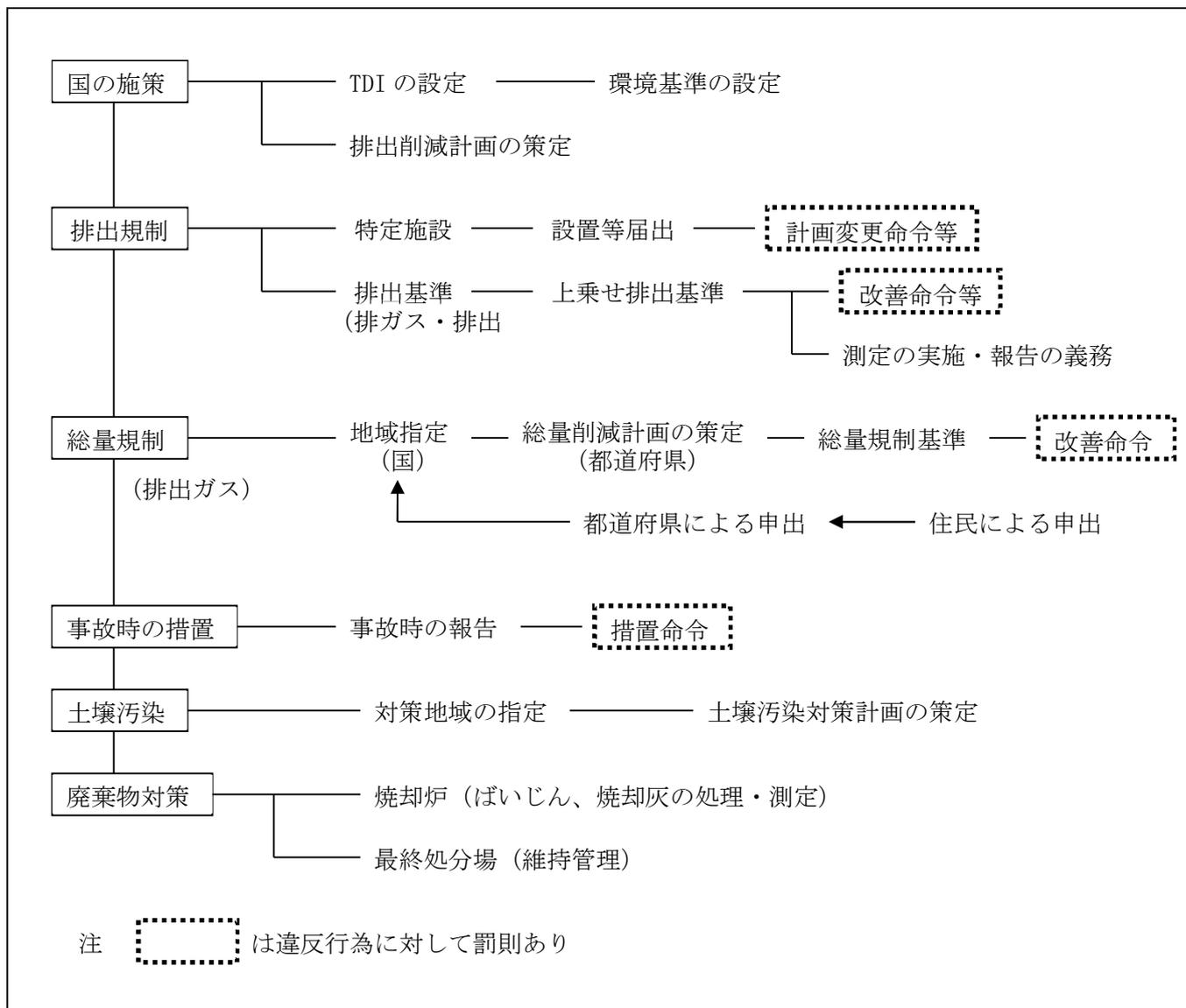
(2) 環境基準

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、次のとおりダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁、水底の底質の汚染及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 (年間平均値)
水質	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

4 ダイオキシン類対策特別措置法の構成

法は、8章49条と附則から構成されています。



第1章 - 総則(第1条～第5条)

第2章 - ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準(第6条・第7条)

第3章 - ダイオキシン類の排出の規制等

第1節 - ダイオキシン類に係る排出ガス及び排出水に関する規制(第8条～第23条)

第2節 - 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等(第24条・第25条)

第4章 - ダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等(第26条～第28条)

第5章 - ダイオキシン類により汚染された土壌に係る措置(第29条～第32条)

第6章 - ダイオキシン類の排出の削減のための国の計画(第33条)

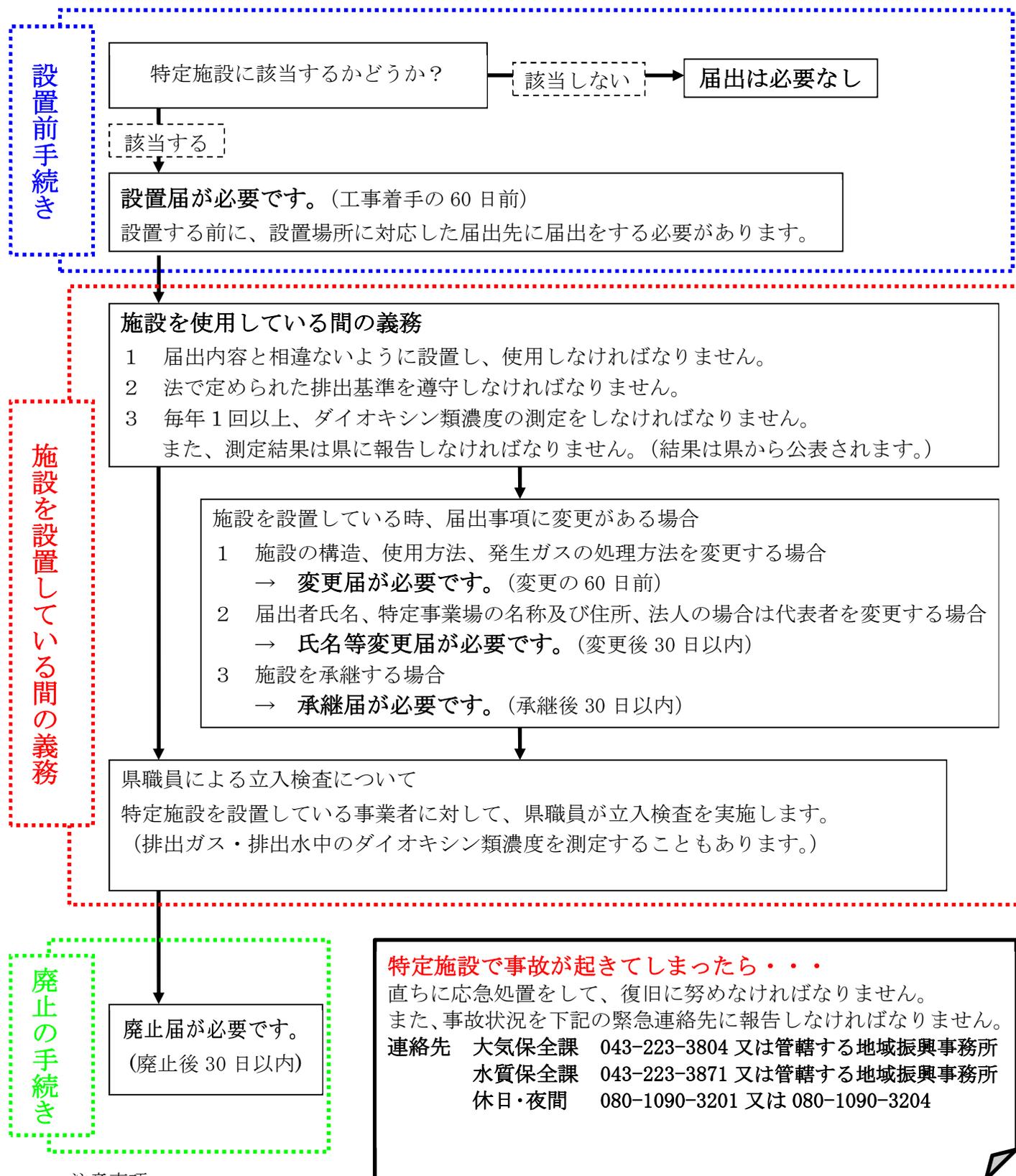
第7章 - 雑則(第34条～第43条)

第8章 - 罰則(第44条～第49条)

附則

第2編 ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出について

1 特定施設の設置から廃止までの流れ



注意事項

- 各届出には提出期限が定められているので注意してください。
- その他法律の届出が必要な場合もあるので、届出自治体窓口等にて確認してください。
- 緊急連絡先は千葉県の連絡先です。届出先が千葉市、船橋市、柏市の場合は、県ではなく各自治体に連絡してください。

2 届出書類一覧

特定施設を現に設置（使用）している事業者又はこれから特定施設を設置（使用）しようとしている事業者、届出内容に変更がある事業者は必要に応じて各届出をしなければなりません。

届出書の提出先は「3 届出窓口一覧」を参照してください。

各届出には提出期間と様式が法律で定められています。各届出は2部（大気基準適用施設と水質基準対象施設の両方がある場合は3部）を提出してください。1部は審査終了後に事業者に戻却します。

各届出書の記載方法等は「第4編 届出書の作成」を参照してください。

届出書一覧

	届出要件（期限）	根拠となる条文	様式*
設置届出書	特定施設を設置する 60 日前	第 12 条第 1 項	様式第 1 (別紙 1～6)
使用届出書	特定施設となった日から 30 日以内	第 13 条第 1 項	
変更届出書	各変更の 60 日前	第 14 条第 1 項	
氏名等変更届出書	各変更があった日から 30 日以内	第 18 条	様式第 3
特定施設の使用廃止届出書			様式第 4
承継届出書		第 19 条第 3 項	様式第 5
ダイオキシン類測定結果報告書	毎年 1 回以上 測定日から 60 日以内	第 28 条第 3 項	様式第 6 (別紙 1、2)

*各届出の様式はダイオキシン類対策特別措置法施行規則に定められています。

① 設置届出書

特定施設を新たに設置する場合に届出をする必要があります。届出は設置（工事着手）60 日前までに行わなければなりません。

② 使用届出書

それまで特定施設ではなかった施設が、法令改正により特定施設に該当するようになった際、現にその施設を設置している場合に届出をする必要があります。届出は特定施設となった日から 30 日以内に行わなければなりません。

③ 変更届出書

設置（使用）届出書の別紙 1～6 に記載した内容に変更がある場合に届出をする必要があります。届出は変更（工事着手）の 60 日前までに行わなければなりません。

ただし、届出者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）、特定事業場の名称及び所在地に変更がある場合は氏名等変更届出書にて届出をしなければなりません。

④ 氏名等変更届出書

届出者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）、特定事業場の名称及び所在地に変更がある場合は、変更があった日から 30 日以内に行わなければなりません。

⑤ 特定施設の使用廃止届出書

特定施設を廃止する場合に届出をする必要があります。届出は特定施設を廃止した日から 30 日以内に行わなければなりません。

⑥ 承継届出書

特定施設を譲り受け又は借り受けた者は、その承継があった日から 30 日以内に届出なければなりません。

⑦ ダイオキシン類測定結果報告書

法では法第 28 条の規定により、毎年 1 回以上排出ガス、ばいじん、排出水等に含まれるダイオキシン類濃度の測定を行わなければなりません。また、その測定結果を知事に報告しなくてはなりません。測定結果は県が公表します。

※ 各届出をする際の注意事項

法人の場合、各届出について届出者がその法人の代表権を持たない場合（〇〇(株)△△工場の工場長など）には、法人の代表者（〇〇(株)の代表取締役など）から届出に係る権限の委任状も併せて必要になります。

3 届出窓口一覧

届出窓口は施設を設置する所在地により決められています。千葉市、船橋市、柏市内に設置する場合は各自治体が窓口になります。その他の県内市町村に設置する場合は県の各機関が窓口になります。

<自治体の届出窓口と問い合わせ先>

	担当課	電話番号 FAX 番号	所在地
千葉市	環境局環境保全部 環境規制課	043-245-5189 043-245-5581	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1
船橋市	環境部環境保全部	047-436-2452 047-436-2446	〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25
柏市	環境部環境政策課	04-7167-1695 04-7163-3728	〒277-8505 千葉県柏市柏 5-10-1

<県の各機関の窓口と管轄する市町村>

県の各機関	電話番号 FAX 番号	所在地	管轄市町村
千葉県環境生活部 大気保全課 (大気基準適用施設)	043-223-3804 043-224-0949	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	市原市
千葉県環境生活部 水質保全課 (水質基準対象施設)	043-223-3871 043-222-5991		
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	047-424-8092 047-421-1590	〒273-8560 船橋市本町 1-3-1 (フェイス 7 階)	市川市、習志野市、八千代市、 浦安市
東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	047-361-4048 047-361-4098	〒271-8560 松戸市小根本 7	松戸市、野田市、流山市、 我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	043-483-1447 043-486-7570	〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町 8-1	成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市、白井市、 富里市、酒々井町、栄町
香取地域振興事務所 地域環境保全課	0478-54-7505 0478-52-5529	〒287-8502 香取市佐原イ 92-11	香取市、神崎町、多古町、 東庄町
海匝地域振興事務所 地域環境保全課	0479-64-2825 0479-63-9898	〒289-2504 旭市ニ 1997-1	銚子市、旭市、匝瑳市
山武地域振興事務所 地域環境保全課	0475-55-3862 0475-55-8312	〒283-0006 東金市東新宿 1-11	東金市、山武市、大網白里市、 九十九里町、横芝光町、芝山町
長生地域振興事務所 地域環境保全課	0475-26-6731 0475-26-6733	〒297-8533 茂原市茂原 1102-1	茂原市、一宮町、睦沢町、 長生村、白子町、長柄町、 長南町
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	0470-82-2451 0470-82-4164	〒298-0212 大多喜町猿稻 14	勝浦市、いすみ市、大多喜町、 御宿町
安房地域振興事務所 地域環境保全課	0470-22-8711 0470-22-0074	〒294-0045 館山市北条 402-1	館山市、鴨川市、南房総市、 鋸南町
君津地域振興事務所 地域環境保全課	0438-23-2285 0438-23-2287	〒292-8520 木更津市貝渕 3-13-34	木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市

4 特定施設の定義

特定施設とは法で定められた届出対象となる施設のことです。特定施設は大気基準適用施設と水質基準対象施設に分かれています。大気基準適用施設と水質基準対象施設の種類のとおりに、施設種類と規模の両方に該当する場合に特定施設となり、届出が必要となります。

大気基準適用施設（法施行令別表第1より）

施設の種類		施設の規模
1	焼結鉍（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉、乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの。溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積*1が0.5平方メートル以上又は焼却能力*2が1時間当たり50キログラム以上であること。

*1 火床面積とは、炉の床面積をいい、炉の形が上方へ広がっていく場合等は投影面積とします。廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計とします。

*2 1つの廃棄物焼却施設について、2以上の廃棄物焼却炉がある場合、火床または焼却能力については、その合計で判断します。

水質基準対象施設（法施行令別表第2より）

1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 排ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉（火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が50kg/h）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃PCB等、PCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分解施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（1から17及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（1から17までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（18の下水道終末処理施設を除く。）

5 排出基準について

(1) 排出基準

ダイオキシン類の排出基準は特定施設の種類、規模、設置年月日によって決められています。

大気基準適用施設

大気排出基準（単位：ナノグラム - TEQ / m³）*

施設設置年月日		H12. 1. 14 以前	H12. 1. 15 以降	On* (%)
1	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	1	0.1	15
2	製鋼の用に供する電気炉	5	0.5	
3	亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉および乾燥炉	10	1	
4	アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	5	1	
5	廃棄物焼却炉	焼却能力 4,000kg/h 以上	1	12
		2,000 kg/h ~ 4,000kg/h 未満	5	
		2,000kg/h 未満	10	

- * ダイオキシン類の濃度は、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（標準状態）における排出ガス1m³中の量に換算したものです。
- * Onとは換算酸素濃度です。実測定値を酸素濃度で補正した値で基準を満足しなくてはなりません。
- * 廃棄物焼却炉（火格子面積2m²又は焼却能力200kg以上のもの。）及び電気炉について、平成9年12月2日以降に設置された施設については、平成12年1月15日以降に設置された施設と同一の基準値が適用されます。

酸素換算式（JIS K 0311 参照）

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 酸素の濃度 On における濃度 (0°C、101.32 k Pa) (ng/m³)

On : 換算する酸素の濃度 (%)

Os : 排ガス中の酸素濃度 (20%を超える場合は Os=20 とする。) (%)

Cs : 排ガス中の実測濃度 (ng/m³)

水質基準対象施設

水質排出基準 [単位:ピコグラム-TEQ/L]

水質基準対象施設（全施設）	10
---------------	----

(2) 廃棄物焼却炉から発生する廃棄物の処理等に関して

① 廃棄物焼却炉から発生する、ばいじん等の処理について

廃棄物焼却炉から発生するばいじん、焼却灰、燃え殻等は 3 n g / g 以内となるように処分しなくてはなりません。3 n g / g を超えた場合は特別管理廃棄物として処理をする必要があります。

② 廃棄物焼却炉のばいじん等の適正処理および廃棄物処分場の維持管理について

ダイオキシン類により大気、公共用水域、地下水、土壌が汚染されないよう、次の省令に基づき廃棄物の最終処分場の維持管理をしてください。

(法第 25 条第 1 項及び第 2 項)

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の維持管理の基準を定める省令
(平成 12 年総理府・厚生省令第 2 号)
- 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
(昭和 52 年総理府令・厚生省令第 1 号)

※ 不明な場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を所管する窓口にご相談してください。

第3編 設置者の義務等について

特定施設の設置者は、届出内容と相違ないように設置し、使用しなければなりません。また、法で定められた排出基準を遵守しなければなりません。

その他、次の事項についても遵守しなければなりません。

1 自主測定と報告について

特定施設の設置者は法第28条の規定により、法で定められた頻度及び方法で排出ガス等のダイオキシン類の濃度を測定し、その結果を知事に報告しなくてはなりません。

(1) 測定・報告の頻度

排出ガス、ばいじん、排水等に含まれるダイオキシン類の濃度の測定を毎年1回以上実施する必要があります。

また、自主測定は施設の稼働日数が少ない場合でも測定しなくてはなりません。ただし、施設が継続して休止している場合、測定の義務はありませんが、「休止しているため、測定結果がないこと」を報告様式等によって報告してください。

なお、使用を再開した場合も報告してください。

(2) 測定項目

特定施設		排出ガス	排水	燃え殻 (焼却灰)	ばいじん
廃棄物焼却炉以外	大気基準適用施設	○			
	水質基準対象施設		○		
廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉 (廃ガス洗浄施設等の水質基準対象施設からの排水がある場合)	○	○	○	○*1
	廃棄物焼却炉 (水質基準対象施設からの排水がない場合)	○		○	○*1

*1 集じん施設を設置している場合に該当します。

(3) 測定方法

施設区分	測定項目	測定頻度	測定方法
大気基準適用施設	排出ガス	年1回以上	法施行規則第2条第1項第1号 (JIS K 0311)
水質基準対象施設	排出水		法施行規則第2条第1項第2号 (JIS K 0312)
廃棄物焼却炉	ばいじん 焼却灰 燃え殻		法施行規則第2条第2項 (環境省告示第80号)

※ 廃棄物焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり2,000kg未満の施設から排出される排出ガス、または廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰及び燃え殻について測定する場合にあっては、次に掲げる方法によって行うことができます。(環境省告示第92号)

- ① ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法
- ② ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法
- ③ ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(4) 報告様式

測定結果は、法施行規則様式第6(別紙含む)で知事に報告しなければなりません。なお、本様式は法令で規定された様式ですので、この様式に代えて計量証明事業者による計量証明書の写し等は使わないでください。

(5) 報告部数

2部提出してください。

なお、排出ガス・排出水の測定結果を両方とも記載している場合には、3部提出してください。

(6) 報告期限

試料採取日から起算して60日以内に報告をお願いします。

ただし、測定結果が定められた排出基準を超過している場合には、直ちに報告してください。

2 立入検査について

県職員は法第34条の規定により立入検査を実施し、特定施設の状況やその他必要な事項の報告を求めることがあります。立入検査を実施する職員は法で定められた身分証を携帯し、関係者に提示します。

3 事故時の対応

特定施設に事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合、直ちに、応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めなければなりません。また、直ちに、事故の状況を知事に通報しなければなりません。

事故は人為的な事故に限らず、天災等の不可抗力による事故を含みます。

千葉市、船橋市、柏市に設置されている特定施設については、各市に連絡してください。

緊急時の連絡先

大気保全課	043-223-3804 又は管轄する地域振興事務所(p6)に直接電話してください。
水質保全課	043-223-3871 又は管轄する地域振興事務所(p6)に直接電話してください。
休日・夜間 連絡先	080-1090-3201 又は 080-1090-3204 (大気保全課緊急携帯)

4 罰則について

法で定める罰則は次のとおりです。

罰則一覧

計画変更命令・改善命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
排出基準違反	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金（過失によるものは3ヶ月以下の禁固又は30万円以下の罰金）
事故時の措置命令違反	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
設置届・変更届の未届又は虚偽の届出	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
使用届の未届又は虚偽の届出	20万円以下の罰金
工事実施の制限違反	20万円以下の罰金
虚偽の報告・立入検査の拒否・忌避	20万円以下の罰金
大気基準適用施設が水質基準対象施設に水質基準対象施設が大気基準適用施設になった場合の未届又は虚偽の届出	10万円以下の過料
氏名等変更届、使用廃止届、承継届の未届・虚偽報告	10万円以下の過料

5 廃棄物焼却炉の撤去について

廃棄物焼却炉を撤去する場合は、厚生労働省が定めた「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日）」に沿って解体を行ってください。

お問い合わせは所管労働基準監督署の安全衛生担当又は千葉労働局労働基準部健康安全課にお願いします。

問い合わせ先

千葉労働局労働基準部健康安全課

電話番号 043 - 221-4312

第4編 届出書の作成

1 届出に必要な書類

(1) 届出に必要な書類は、表のとおりです。

各届出とも2部提出してください。(受付後、1部は返却されます。)

なお、大気基準と水質基準の両方が適用される施設については、3部を提出してください。

届出の種類	届出に必要な書類	
	届出様式	添付書類 (折込等でA4にしたもの)
設置届		共通 1. ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮および及び 運転管理に関する事項 2. 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法 大気基準適用施設 1. 工場、事業場への案内図 2. 工場、事業場の場内配置図 3. 排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統図 4. 施設の構造と寸法を記載した概要図 5. 処理施設の構造と寸法を記入した概要図 (煙突図面を 含む) 6. 排ガス測定孔の設置箇所を示した図面 7. 排ガス量の計算書 8. 原料・燃料の成分表 (塩素含有量 (%) を示すものがある 場合その写し) 9. 排ガス中のダイオキシン濃度の分析結果等がある場合 その分析表 (又はパンフレット等の写し)
使用届	共通：様式第1 大気基準適用施設 : 別紙1から3 水質基準対象施設 : 別紙4から6	水質基準対象施設 1. 用水及び排水の系統図 2. 特定施設、汚水等の処理施設、用排水経路及び排水口の 位置を明記した事業場平面図 3. 特定施設を含む操業の系統図 4. 汚水等の処理の系統図 5. 事業場の位置及び排出水が主たる公共用水域へ至るまでの 経路を明記した地図 6. 特定施設の構造図、汚水等の処理施設の構造図・設計図書等
変更届		1. 変更内容を説明する書類 2. 変更部分を示す図面又は書類
氏名等変更届	様式第3	なし
使用廃止届	様式第4	なし
承継届	様式第5	なし
測定結果 報告書	様式第6 別紙1又は2	なし

(2) 大気基準と水質基準の両基準が適用される施設については、様式第1については共通とし、別紙は大気基準適用施設（別紙1、2、3）、水質基準対象施設（別紙4、5、6）に分けてまとめて綴じてください。

(3) 届出書は、光ディスクにより提出できますが、添付図書等は別途書面で提出してください。

(4) 提出方法等

① 提出先

届出窓口一覧を参照して該当する各機関の窓口に届け出てください。

② 提出方法

必要部数を持参又は郵送により提出してください。1部に受付印を押印した上、返却いたしますので、郵送の場合は返信用切手を貼付した封筒を同封してください。

2 届出書の記入について

(1) 大気基準適用施設設置届出等の記入上の留意点

① 別紙2の「原料及び燃料」の欄の「種類」には、塩素の含有量に関係なく施設に投入される燃料・原料について記入してください。

② 別紙2の「原料及び燃料」の欄の「種類」は産業廃棄物と一般廃棄物の区別がつくよう具体的に記入してください。

③ 変更届出の提出に当たっては、変更前と変更後の内容の変更がわかるように記入してください。

(2) 水質基準対象施設設置届出等の記入上の留意点

① 別紙5の「汚水又は廃液の汚染状態」の欄の「通常」には、1日の操業時間内において3回以上測定したダイオキシン類の平均値を記入してください。

ただし、24時間操業で無い場合は、操業開始直後及び操業終了前における測定結果を必ず含めてください。

なお、実績値が無い場合は、類似の工場・事業場での事例等を参考に推定してください。

② 別紙5の「汚水等の量」の欄の「通常」には、特定施設から排出される汚水又は廃液の1日当たりの平均的な排水量を記入してください。

その他については、「資料編 記入例」を参照して記入してください。

ダイオキシン発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項
(施行規則第4条第2項で定める書類)

ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮

- 1 二次燃焼室の設置
- 2 バグフィルターの設置
- 3 冷却装置の設置
- 4 一次燃焼室及び二次燃焼室に助燃バーナーの設置

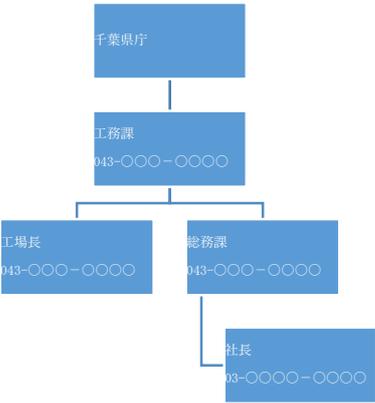
ダイオキシン類発生抑制のための運転管理

- 1 二次燃焼室の温度を800度以上に設定し、自動的にバーナーを作動させる。
- 2 バグフィルターの入口温度が200度以下になるように運転管理する。
- 3 温度記録により、常時二次燃焼室の温度、バグフィルターの入口温度を記録する。
- 4 塩素使用を低減する。(硫酸塩パルプの製造の用に供する塩素による漂白施設)

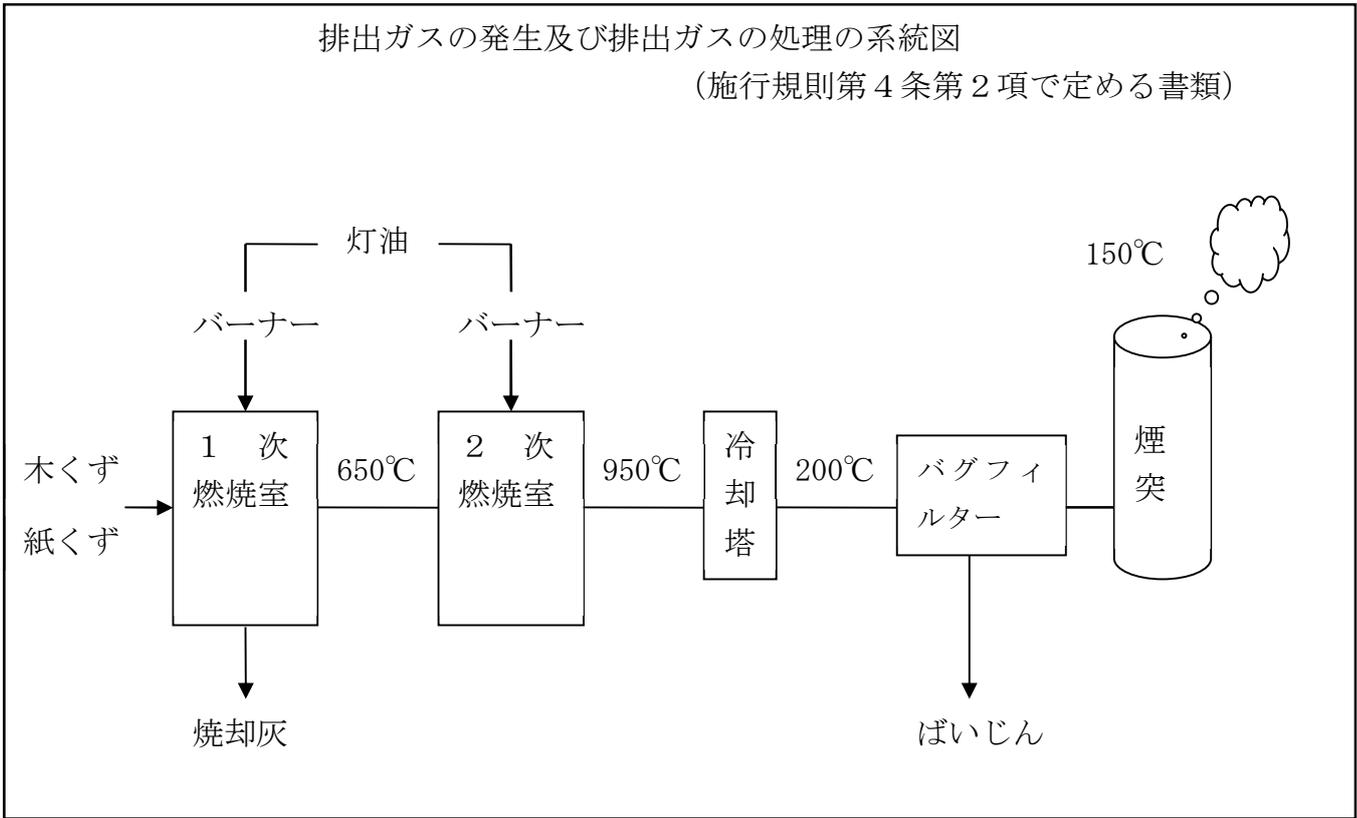
緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法事項
(施行規則第4条第2項で定める書類)

緊急連絡先

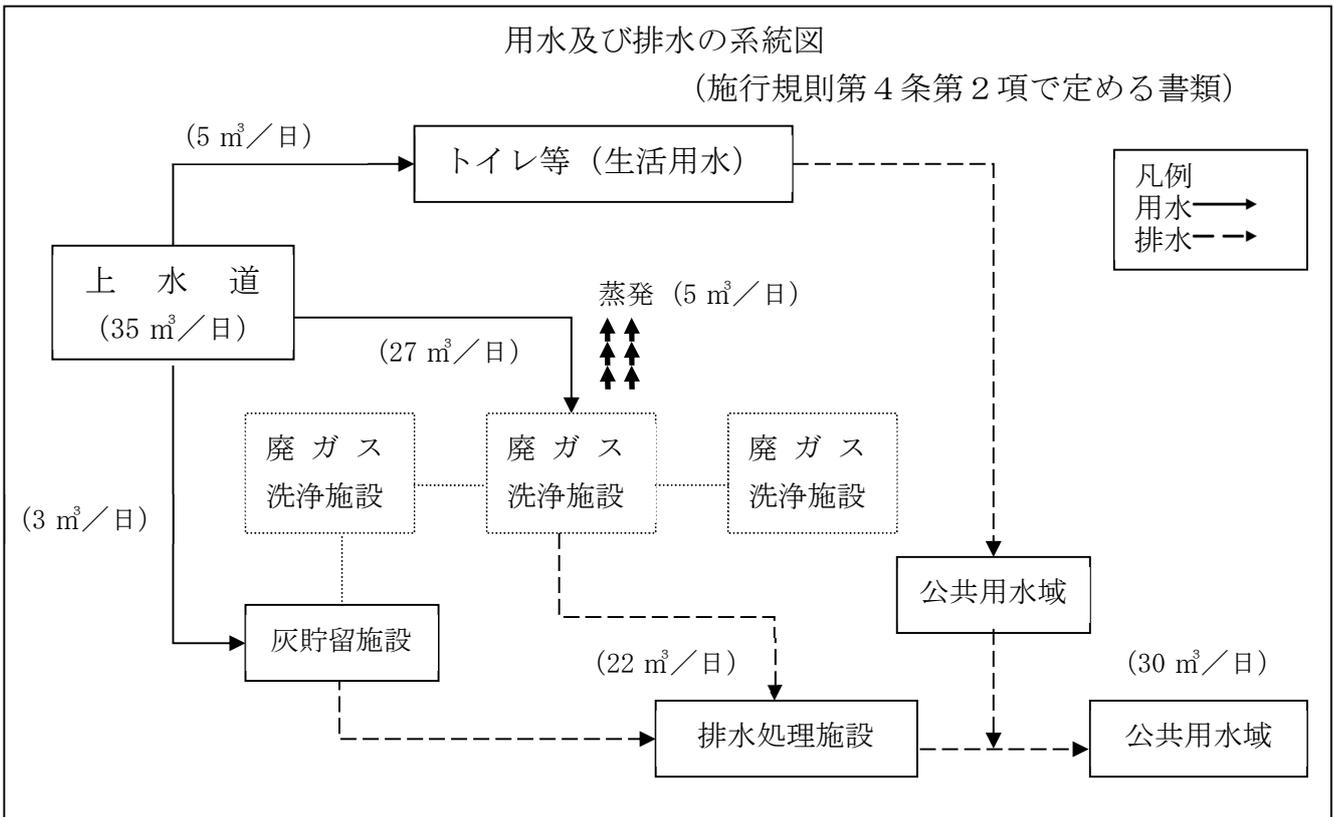
昼間	〇〇工業(株)千葉工場	工務課	043-〇〇〇-〇〇〇〇
夜間	夜間用携帯電話	080-〇〇〇〇-〇〇〇〇	(工務課携帯)



作成例



作成例



資料編

届 出 様 式

様式第1（第4条関係）

特定施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

様

届出者

ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項（第13条第1項又は第2項、第14条第1項）の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	大気基準適用施設にあつては別紙1、水質基準対象施設にあつては別紙4のとおり。	※ 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあつては別紙2、水質基準対象施設にあつては別紙5のとおり。	※ 備 考	
△ 発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	大気基準適用施設にあつては別紙3、水質基準対象施設にあつては別紙6のとおり。		

(連絡先)

(産業分類)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあつてはダイオキシン類特別措置法施行令別表第1、水質基準対象施設にあつては同令別表第2に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙 1

特定施設（大気基準適用施設）の構造

工場又は事業場における施設番号			
特定施設番号及び名称			
型 式			
施設 の 設置 場所			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	原料の処理能力 (t/h)		
	変圧器の定格容量 (KVA)		
	炉 の 容 量 (t)		
	焼 却 能 力 (k g / h)		
	火 床 面 積 (m ²)		
その他参考となるべき事項			

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、令別表第1に掲げる施設に係る項目について記載すること。
- 3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

別紙 2

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	時～ 時 日/月	時～ 時 日/月
	季節変動		
原料及び燃料（ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。）	種類		
	使用割合		
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合（%）		
	1日の使用量		
排出ガス量（ m^3/h ）		最大 通常	最大 通常
排出ガス温度（ $^{\circ}C$ ）			
排出ガス中の酸素濃度（%）			
排出ガス中のダイオキシン類の濃度（ $ng-TEQ/m^3$ ）		最大 通常	最大 通常
その他参考となるべき事項			

- 備考 1 廃棄物焼却炉にあつては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 その他参考となるべき事項の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載すること。

別紙3

発生ガスの処理の方法

工場又は事業場における施設番号		
名称及び型式		
発生ガスの処理の内容		
処理の系統		
施設の設置場所		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙4

特定施設（水質基準対象施設）の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

別紙5

特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号				
設 置 場 所				
操 業 の 系 統				
使 用 時 間 間 隔				
1 日 当 た り の 使 用 時 間				
使 用 の 季 節 的 変 動				
原材料（消耗資材を含む。）の種類、 使用方法及び1日当たりの使用量				
汚水又は廃液の汚染状態	通常	最大	通常	最大
汚水等の量（m ³ /日）	通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項				

別紙6

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における 施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの 用途別使用量									
汚水等の 汚染状態及び び量		通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類 別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他の参考となるべき 事項									

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

様式第3 (第6条関係)

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

様

届出者

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

(連絡先)

備考1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4 (第6条関係)

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

様

届出者

特定施設の使用を廃止したので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

(連絡先)

備考1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5（第7条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

様

届出者

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号		
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日	
特定施設の種 類		※施設番号		
特定施設の設置場所		※備 考		
承 継 の 年 月 日	年 月 日			
被 承 継 者	氏名又は名称			
	住 所			
承 継 の 原 因				

(連絡先)

備考1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6 (第8条関係)

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

様

報告者

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻(開始時刻～終了時刻)	排出ガス量(m ³ /日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/m ³)	試料採取者	分析者	備考

表2 排出水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量(m ³ /日)						

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考

(連絡先)

工場又は事業場の名称(所在地):

- 備考1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
- 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
- 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 5 排出ガスにあつては表1、排出水にあつては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあつては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
- 6 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。

整理番号	実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8-TeCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF			0.03	
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF			0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF			0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF			0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF			0.01	
	OCDF			0.0003	
	Total PCDFs	—	—	—	—
ポリ塩化ジベンゾオキシン	2, 3, 7, 8-TeCDD			1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD			1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD			0.01	
	OCDD			0.0003	
	Total PCDDs	—	—	—	—
Total (PCDFs+PCDDs)					
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB(#81)			0.0003	
	3, 3', 4, 4'-TeCB(#77)			0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB(#126)			0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB(#169)			0.03	
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB(#123)			0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB(#118)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB(#105)			0.00003	
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB(#114)			0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB(#167)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB(#156)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB(#157)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB(#189)			0.00003	
	Total コプラナーPCB	—	—	—	—
Total ダイオキシン類					
備考					

- 備考1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位をng/m³ (毒性等量にあつては、ng-TEQ/m³)、排出水の測定結果を記入する場合には、単位をpg/L (毒性等量にあつては、pg-TEQ/L。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位をng/g (毒性等量にあつては、ng-TEQ/g。)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙2

規則第3条第2項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備考

- 備考1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/m³（毒性等量にあつては、ng-TEQ/m³。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、ng/g（毒性等量にあつては、ng-TEQ/g.）とする。
- 2 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
- 3 実測濃度の項においては、2の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
- 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
- 7 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

記 入 例

記入例 大気基準適用施設の場合

記入例

様式第1 (第4条関係)

特定施設設置~~(使用、変更)~~届出書

令和〇〇年 〇月 〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

千葉縣市原市千種海岸〇-〇

届出者 千葉工業株式会社

代表取締役社長 千葉 太郎

TEL 043-〇〇〇-△△△△

ダイオキシン類対策特別措置法 第12条第1項 (~~第13条第1項又は第2項、第14条第1項~~) の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	千葉工業株式会社市原工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	市原市五井南海岸△	※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	5 廃棄物焼却炉 1基	※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	大気基準適用施設にあつては別紙1、水質基準対象施設にあつては別紙4のとおり。	※ 審査結果	大気基準適用施設の 種類と数を記入。
△ 特定施設の使用方法	大気基準適用施設にあつては別紙2、水質基準対象施設にあつては別紙5のとおり。	※ 備 考	連絡先と産業分類を 記入。
△ 発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理方法	大気基準適用施設にあつては別紙3、水質基準対象施設にあつては別紙6のとおり。		

(連絡先) 千葉工業株式会社市原工場 工務課 千葉 次郎 043-〇〇〇-△△△△

(産業分類) 1453 段ボール箱製造業 資本金：3000万円

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあつてはダイオキシン類特別措置法施行令別表第1、水質基準対象施設にあつては同令別表第2に掲げる号番号及び名称を記載すること。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

工場又は事業場における施設番号		紙くず焼却炉	
特定施設番号及び名称		廃棄物焼却炉	
型	式	△△社製 HTM-110型	
施設の設置場所		別紙のとおり	
設置	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手	予定年月日	令和〇〇年〇〇月 〇日	年 月 日
工事完成	予定年月日	令和〇〇年〇〇月 〇日	年 月 日
使用開始	予定年月日	令和〇〇年〇〇月 〇日	年 月 日
規 模	原料の処理能力 (t/h)		
	変圧器の定格容量 (KVA)		
	炉の容量 (t)		
	焼却能力 (kg/h)	76	
	火床面積 (m ²)	1.14	
その他参考となるべき事項			

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、令別表第1に掲げる施設に係る項目について記載すること。
- 3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

工場又は事業場における施設番号		紙くず焼却炉		
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	9時～16時 20日/月		
	季節変動	なし		
原料及び燃料 (ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。)	種類	1 木くず 2 紙くず 3 廃プラスチック類		廃棄物焼却炉にあつては「種類」の欄には廃棄物の種類を、「使用割合」の欄には廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
	使用割合	1 80% 2 15% 3 5%		
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合 (%)	1 0.05% 2 0.05% 3 1%		
	1日の使用量	1 400kg 2 75kg 3 25kg		
排出ガス量 (m ³ /h)		湿り 1,050 最大 乾き 1,000	湿り 840 通常 乾き 800	最大 通常
排出ガス温度 (°C)		200		
排出ガス中の酸素濃度 (%)		15		
排出ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m ³)		最大 1	通常 0.1	最大 通常
その他参考となるべき事項		燃焼室容積 10 m ³		← 廃棄物焼却炉の場合。

- 備考 1 廃棄物焼却炉にあつては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 その他参考となるべき事項の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載すること。

発生ガスの処理の方法

工場又は事業場における施設番号	1号焼却炉	
名称及び型式	バグフィルター △△社製BF-10	
発生ガスの処理の内容	ばいじんの除去	
処理の系統	別紙参照	
施設の設置場所	別紙参照	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月 〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月 〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月 〇日	年 月 日
その他参考となるべき事項	煙突高さ GL+6 m 煙突口径 0.35 m Φ	必ず記載すること。

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

記入例 水質基準対象施設の場合

記入例

様式第1 (第4条関係)

特定施設設置~~(使用、変更)~~届出書

令和〇〇年 〇月 〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

千葉県市原市千種海岸〇-〇

届出者 千葉工業株式会社

代表取締役社長 千葉 太郎

TEL 043-〇〇〇-△△△△

ダイオキシン類対策特別措置法 第12条第1項 (~~第13条第1項又は第2項、第14条第1項~~)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業所の名称	千葉工業株式会社市原工場	※ 整理番号	
工場又は事業所の所在地	市原市五井南海岸△	※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設 1基	※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	大気基準適用施設にあつては別紙1、水質基準対象施設にあつては別紙4のとおり。	※ 審査結果	水質基準対象施設の種 類と数を記入。
△ 特定施設の使用方法	大気基準適用施設にあつては別紙2、水質基準対象施設にあつては別紙5のとおり。	※ 備考	
△ 発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理方法	大気基準適用施設にあつては別紙3、水質基準対象施設にあつては別紙6のとおり。		連絡先と産業分類を 記入。

(連絡先) 千葉工業株式会社市原工場 工務課 千葉 次郎 043-〇〇〇-△△△△

(産業分類) 1453 段ボール箱製造業 資本金：3000万円

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあつてはダイオキシン類特別措置法施行令別表第1、水質基準対象施設にあつては同令別表第2に掲げる号番号及び名称を記載すること。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙 4

特定施設（水質基準対象施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	No. 1	
特定施設番号及び名称	12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設	
型式	充填等方式 (イオンスクラバー)	
構造	集じん機、洗浄塔	
主要寸法	12,000×12,000×10,000 mm	
能力	廃ガス処理量 400 m ³ /min	
配置	別添のとおり	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月 〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月 〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月 〇日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	No. 1			
設 置 場 所	別紙のとおり			
操 業 の 系 統	別紙のとおり			
使 用 時 間 間 隔	8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0			
1 日 当 た り の 使 用 時 間	1 0 時 間			
使 用 の 季 節 的 変 動	なし			
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	苛性ソーダ（中和用） 1, 0 0 0 L / 日			
汚水又は廃液の汚染状態	通常	最大	通常	最大
	ダイオキシン類 5 pg-TEQ/L	ダイオキシン類 8 pg-TEQ/L		
汚水等の量（m ³ /日）	通常	最大	通常	最大
	5 0	8 0		
その他参考となるべき事項	No.1 焼却炉から発生する 廃ガス処理を行う。			

ガス等を発生する大気基準適用
施設を記入してください。

汚水等の処理の方法

記入例

工場又は事業場における 施設番号	No. 1								
処理施設の設置場所	別添のとおり								
設置年月日	年 月 日								
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月 〇日								
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月 〇日								
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月 〇日								
種類及び型式	凝集沈殿（自動式）								
構造	PE 製								
主要寸法	30,000×5,800×4,500 mm								
能力	120 m ³ /日								
処理の方式	凝集沈殿								
処理の系統	別添のとおり								
集水及び導水の方法	別添のとおり								
使用時間間隔	連続								
1日当たりの使用時間	24時間								
使用の季節変動	なし								
消耗資材の1日当たりの 用途別使用量	凝集剤 2L/日 硫酸アルミニウム 20L/日								
汚水等の汚染状態及び 量 (m ³ /日)		通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	5	1	8	2					
量 (m ³ /日)	50	50	80	80					
残さの種類、1月間の種類 別生成量及び処理方法	汚泥 200kg (産業廃棄物場外処分)								
排出水の排出方法	別添のとおり								
その他の参考となるべき 事項	外部への流出はなし。								

ダイオキシン類の発生箇所からの汚水処理、排水までの工程をフローシートで添付してください。

外部への排出がない場合等に記入してください。

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

様式第3 (第6条関係)

氏名等変更届出書

令和〇〇年 〇月 〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

千葉縣市原市千種海岸〇-〇

届出者 千葉工業株式会社

代表取締役社長 千葉 太郎

TEL 043-〇〇〇-△△△△

当てはまるもの以外を二重線で消す。

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	千葉工業株式会社 代表取締役社長 安房 国男	※整理番号	
	変更後	千葉工業株式会社 代表取締役社長 千葉 太郎	※受理年月日	年 月 日
変更年月日		令和〇〇年 〇月 〇日	※施設番号	
変更の理由		社長交代のため	※備考	

(連絡先) 千葉工業株式会社 工務課 千葉 次郎 043-〇〇〇-△△△△

連絡先を記入。

備考1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4 (第6条関係)

特定施設使用廃止届出書

令和〇〇年 〇月 〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

届出者 千葉県市原市千種海岸〇-〇
 千葉工業株式会社
 代表取締役社長 千葉 太郎
 TEL 043-〇〇〇-△△△△

特定施設の使用を廃止したので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	千葉工業株式会社市原工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	市原市千種海岸〇-〇	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類	5 廃棄物焼却炉 1基	※施設番号	
特定施設の設置場所	市原市千種海岸〇-〇 工場内地下3階		
使用廃止の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
使用廃止の理由	施設老朽化のため		

施設種類、廃止する基数を記入。

工場廃止、移転、老朽化等の廃止理由を記入。

連絡先を記入。

(連絡先) 千葉工業株式会社市原工場 工務課 千葉 次郎 043-〇〇〇-△△△△

- 備考1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5（第7条関係）

記入例

承 継 届 出 書

令和〇〇年 〇月 〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

千葉縣市原市千種海岸〇-〇

届出者 千葉工業株式会社
代表取締役社長 千葉 太郎
TEL 043-293-△△△△

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	千葉工業株式会社松戸工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒271-00△△ 松戸市小根本〇 TEL 047-361-00XX	※受理	承継後の事業所名称、 所在地を記入。
特定施設の種類	2 電気炉 1基 5 廃棄物焼却炉 1基	※施設番号	
特定施設の設置場所	〒271-00△△ 松戸市小根本〇		
承継の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
被承継者	氏名又は名称	※備考	承継元の名称、住所 を記入。
	住所		
承継の原因	会社合併のため		

(連絡先) 千葉工業株式会社松戸工場 工務課 千葉 次郎 047-〇〇〇-△△△△

連絡先を記入。

- 備考1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6 (第8条関係)

ダイオキシン類測定結果報告書

令和〇〇年 〇月 〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

千葉縣市原市千種海岸〇-〇

報告者 千葉工業株式会社

代表取締役社長 千葉 太郎

TEL 043-〇〇〇-△△△△

ダイオキシン類対策特別措置法第28条

ダイオキシン類による汚染防止法
第3項の規定により、次のとおり

必ず記入してください。
(={時間乾き排出ガス量(m³N/h)}×稼働時間(h/日))で計算できます。)

表1 排出ガス

Table with 10 columns: 採取年月日及び時刻, 排出ガス量, 排出ガス中の酸素濃度, 測定箇所, 特定施設の名称及び使用状況, 分析年月日, 測定結果, 試料採取者, 分析者, 備考. Includes a row for 令和--/-- 10:00~11:00 with values 2,000, 12.5, 焼却炉No.1, etc.

表2 排出水

Table with 10 columns: 採取年月日及び時刻, 測定場所(名称, 排水量), 特定施設の名称及び使用状況, 分析年月日, 測定結果, 試料採取者, 分析者, 備考. Includes a row for 令和--/-- 10:00~11:00 with values 20,000, 排ガス洗浄施設No.1, etc.

表3 ばいじん等

Table with 9 columns: 採取年月日及び時刻, 試料の種類, 採取箇所, 特定施設の名称及び使用状況, 分析年月日, 測定結果, 試料採取者, 分析者, 備考. Includes rows for ばいじん and 焼却灰.

(連絡先) 千葉工業株式会社市原工場 工務課 千葉 次郎 043-〇〇〇-△△△△
工場又は事業場の名称(所在地): 千葉工業株式会社市原工場(市原市五井海岸〇〇)

備考1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付し、別紙1又は2のそれぞれに記載してください。

試料の種類を記入してください。
・焼却灰
・ばいじん(集塵機で補修される飛灰)
・混合灰(構造上、焼却灰とばいじんを分離できない場合に限る。)
・処理物(1~3をセメント固化等の方法により処理した物)

連絡先と工場又は事業場の名称(所在地)を記入してください。

「流動床のため焼却灰(主灰)を測定していない」、「集じん機がないため飛灰なし」等、測定結果がない場合は、その理由を表3の備考に明記してください。

8 表3の試料の種類として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。

規則第3条第2項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備考
	第2の1	0.48	0.02	0.006	0.58	

- 備考1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/m³ (毒性等量にあつては、ng-TEQ/m³。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、ng/g (毒性等量にあつては、ng-TEQ/g。)とする。
- 2 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
- 3 実測濃度の項においては、2の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
- 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 6 定量下限未満の実測濃度の測定量(毒性等量)は、零とすること。
- 7 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

簡易測定法による場合

機器分析法については別紙1を、生物検定法については別紙2を添付してください。別紙1については備考欄に、別紙2については測定方法の欄にそれぞれ告示に基づく測定方法の番号を記載してください。番号は資料編をご参照ください。

簡易測定法とは

廃棄物焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり2000kg未満の施設から排出される排出ガス、又は廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰及び燃え殻について測定する場合にあつては、十分な精度を有するものとして規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によることができます。

環境大臣が定める方法(平成17年環境省告示第92条)は平成22年3月31日に改正され、現在13種類の測定方法(生物検定法10種類及び機器分析法3種類)が指定されています。

その他

- 廃棄物焼却炉の焼却能力の算定について

廃棄物焼却炉の焼却能力の算定方法について

平成 12 年 6 月 16 日
平成 14 年 12 月 20 日改正
千葉県環境生活部大気保全課

廃棄物焼却炉の燃焼能力については、次に掲げる方法により算定するものとする。

ただし、他に妥当な根拠がある場合は、この限りではない。

$$\text{焼却能力 (k g / h)} = \frac{\text{焼却室容積 (m}^3\text{)} \times \text{燃焼室熱負荷 (k cal / m}^3\text{ \cdot h)}}{\text{廃棄物の低位発熱量 (k cal / k g)}}$$

焼却室容積 : 焼却炉内の一次燃焼室の容積をいい、二次燃焼室や火格子より下部は含まない。(二次燃焼室との区別が明確でない場合は、一次燃焼室に含む。)

燃焼室熱負荷 : 定常運転時の燃焼室容積 1 m³あたり、1 時間当たりの燃焼熱発生量で、15 万～30 万 (k cal / m³ \cdot h) とする。

なお、小規模廃棄物焼却炉にあつては、おおむね 25 万 (k cal / m³ \cdot h) とする (平成 14 年 11 月 26 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課及び産業廃棄物課事務連絡による)。

廃棄物の低位発熱量 : 廃棄物 1 k g が完全燃焼するとき発生する発熱量をいい、付表の数値を用いることとする。

<注>

- 1 この算定方法は、平成 12 年 6 月 16 日までに設置されている廃棄物焼却炉については、適用しない。
- 2 燃焼室熱負荷の後段については、平成 14 年 12 月 20 日までに設置されている施設については、適用しない。
- 3 焼却の際、常時助燃装置を稼働させる場合の焼却能力は、算定式における右辺の分子の値から助燃装置の発熱量 (助燃装置燃料の低位発熱量 (kcal/kg) × 助燃燃料使用量 (kg/h)) を差し引いて求めるものとする。

付表 廃棄物ごとの低位発熱量

廃棄物名		発熱量 (kcal / kg)
草・木		3,000
ベニア・合板・化粧版		5,000
集成材・ボード		4,500
紙類		4,000
織 維 類	木綿	3,800
	羊毛	5,300
	化繊	6,800
合成ゴム		8,300
廃油		8,300
皮革類		5,300
一般雑芥（注1）		4,200
厨芥		4,000
動物死体		1,100
プラスチック類		
熱可塑性樹脂（塩化ビニールを除く。）		10,000
その他プラスチック類		4,200
汚 泥	石灰薬注汚泥	2,900
	高分子薬注汚泥	4,500
	下水汚泥	3,500

注1) 一般雑芥：廃プラスチックとゴムくずとの総量が10%以下

(参考) 排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類に係る簡易測定法

(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法)

公布日：平成17年9月14日(環境省告示第92号)

改正：平成22年3月31日(環境省告示第26号)

◆生物検定法

第1 ダイオキシン類がアリール炭化水素受容体に結合することを利用した方法

告示番号	測定方法
第1の1	前処理に、硫酸シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞 H1L6.1c2 を用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の2	前処理に、硫酸シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞 101L を用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の3	前処理に、多層カラムを使用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞 HeB5 を用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の4	前処理に、硫酸シリカゲル加熱還流法を利用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞 H4II E-luc を用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の5	前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞 DR-EcoScreen を用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の6	前処理に、硫酸及び多層シリカゲルカラムを使用し、測定に、ダイオキシン類、アリール炭化水素受容体及びアリール炭化水素受容体核運搬タンパク質の複合体形成反応を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法

第2 ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法

告示番号	測定方法
第2の1	前処理に、多層シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及びプレート固相抗原を用いた間接競合酵素免疫測定法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第2の2	前処理に、多層シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、磁性ビーズ固定化抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及び酵素標識抗原を用いた直接競合酵素免疫測定法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第2の3	前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、測定に、抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及びプレート固相抗原を用いた間接競合酵素免疫測定法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第2の4	前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、測定に、抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及び抗原固相化ビーズを用いた結合平衡除外法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法

◆機器分析法

第3 ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

告示番号	測定方法
第3の1	前処理に、硫酸シリカゲルカラム、多層シリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラム及び活性炭シリカゲルカラムを使用し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計によりダイオキシン類を測定する方法
第3の2	前処理に、多層シリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラム及び活性炭シリカゲルカラムを使用し、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計によりダイオキシン類を測定する方法
第3の3	前処理に、多層シリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラム及び活性炭シリカゲルカラムを使用し、ガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計によりダイオキシン類を測定する方法